

用語の解説

人口

国勢調査における人口とは、平成 17 年 10 月 1 日午前零時現在において、調査の地域内に常住している人を調査した「常住人口」である。

「常住している人」については、【平成 17 年国勢調査】の「調査の対象」を参照ください。

年齢

年齢は、平成 17 年 9 月 30 日現在による満年齢である。

なお、平成 17 年 10 月 1 日午前零時に生まれた人は、0 歳とした。

配偶関係

配偶関係は、届出の有無にかかわらず、実際の状態により、次のとおり区分した。

- | | |
|------------|---------------|
| 未婚 | まだ結婚をしたことのない人 |
| 有配偶 | 妻又は夫のある人 |
| 死別 | 妻又は夫と死別して独身の人 |
| 離別 | 妻又は夫と離別して独身の人 |

世帯の種類

世帯を次のとおり「一般世帯」と「施設等の世帯」に区分した。

「一般世帯」とは、次のものをいう。

- 1 住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者
ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なく雇主の世帯に含めた。
- 2 上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者
- 3 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舍、独身寮などに居住している単身者

「施設等の世帯」とは、次のものをいう。

なお、世帯の単位は、原則として下記の 1、2 及び 3 は棟ごと、4 は中隊又は艦船ごと、5 は建物ごと、6 は一人一人である。

- 1 寮・寄宿舍の学生・生徒
学校の寮・寄宿舍で起居を共にし、通学している学生・生徒の集まり
- 2 病院・療養所の入院者
病院・療養所などに、既に 3 か月以上入院している入院患者の集まり
- 3 社会施設の入所者
老人ホーム、児童保護施設などの入所者の集まり
- 4 自衛隊営舎内居住者
自衛隊の営舎内又は艦船内の居住者の集まり
- 5 矯正施設の入所者
刑務所及び拘置所の被収容者並びに少年院及び婦人補導院の在院者の集まり
- 6 その他
定まった住居を持たない単身者や陸上に生活の本拠（住所）を有しない船舶乗組員など

世帯人員及び親族人員

世帯人員とは、世帯を構成する各人（世帯員）を合わせた数をいう。

親族人員とは、世帯主及び世帯主と親族関係にある世帯員を合わせた数をいう。なお、養子、養父母なども、子、父母と同様にみなして親族とした。

世帯の家族類型

一般世帯を、その世帯員の世帯主との続き柄により、次のとおり区分した。

親族世帯

二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のいる世帯

なお、その世帯に同居する非親族がいる場合もここに含まれる。

非親族世帯

二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある者がいない世帯

単独世帯

世帯人員が一人の世帯

また、親族世帯をその親族の中で原則として最も若い世代の夫婦とその他の親族世帯員との関係によって、次のとおり区分した。

核家族世帯

- 1 夫婦のみの世帯
- 2 夫婦と子供から成る世帯
- 3 男親と子供から成る世帯
- 4 女親と子供から成る世帯

その他の親族世帯

母子世帯・父子世帯

母子世帯とは、未婚、死別又は離別の女親と、その未婚の 20 歳未満の子供のみから成る一般世帯（他の世帯員がいないもの）をいう。

父子世帯とは、未婚、死別又は離別の男親と、その未婚の 20 歳未満の子供のみから成る一般世帯（他の世帯員がいないもの）をいう。

高齢単身世帯・高齢夫婦世帯

高齢単身世帯とは、65 歳以上の者一人のみの一般世帯（他の世帯員がいないもの）をいう。

高齢夫婦世帯とは、夫 65 歳以上、妻 60 歳以上の夫婦 1 組の一般世帯（他の世帯員がいないもの）をいう。

3 世代世帯

世帯主との続き柄が、祖父母、世帯主の父母（又は

世帯主の配偶者の父母）、世帯主（又は世帯主の配偶者）、子（又は子の配偶者）及び孫の直系世代のうち、3 つ以上の世代が同居していることが判定可能な世帯をいい、それ以外の世帯員がいるか否かは問わない。したがって、4 世代以上が住んでいる場合も含まれる。また、世帯主の父母、世帯主、孫のように、子（中間の世代）がいない場合も含まれる。一方、叔父、世帯主、子のように、傍系の 3 世代世帯は含まれない。

住居の種類

一般世帯について、住居を次のとおり区分した。

住宅

一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる永続性のある建物（完全に区画された建物の一部を含む。）

一戸建ての住宅はもちろん、アパート、長屋などのように独立して家庭生活を営むことができるような構造になっている場合は、各区画ごとに一戸の住宅となる。

なお、店舗や作業所付きの住宅もこれに含まれる。

住宅以外

寄宿舍・寮など生計を共にしない単身者の集まりを居住させるための建物や、病院・学校・旅館・会社・工場・事務所などの居住用でない建物

なお、仮小屋・天幕小屋など臨時應急的に造られた住居などもこれに含まれる。

住宅の所有の関係

住宅に居住する一般世帯について、住宅の所有の関係を次のとおり区分した。

主世帯

「間借り」以外の次の 5 区分に居住する世帯

持ち家

居住する住宅がその世帯の所有である場合

なお、所有する住宅は登記の有無を問わない。

また、分割払いの分譲住宅などで支払いが完了していない場合も含まれる。

公営の借家

その世帯の借りている住宅が都道府県営又は市（区）町村営の賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合

都市機構・公社の借家

その世帯の借りている住宅が都市再生機構又は都道府県・市区町村の住宅供給公社・住宅協会・開発公社などの賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合

なお、これには雇用・能力開発機構の雇用促進住宅も含まれる。

民営の借家

その世帯の借りている住宅が、「公営の借家」、「都市機構・公社の借家」及び「給与住宅」でない場合

給与住宅

勤務先の会社・官公庁・団体などの所有又は管理する住宅に、職務の都合上又は給与の一部として居住している場合

なお、この場合、家賃の支払いの有無を問わない。また、勤務先の会社又は雇主が借りている一般の住宅に住んでいる場合も含まれる。

間借り

他の世帯が住んでいる住宅（持ち家、公営の借家、都市機構・公社の借家、民営の借家、給与住宅）の一部を借りて住んでいる場合

延べ面積

各居室の床面積のほか、その住宅に含まれる玄関・台所・廊下・便所・浴室・押し入れなども含めた床面積の合計をいう。ただし農家の土間や店舗併用住宅の店・事務室など営業用の部分は延べ面積には含まれない。

なお、坪単位で記入されたものについては、1 坪を 3.3 m²に換算した。

住宅の建て方

各世帯が居住する住宅を、その建て方について、次のとおり区分した。

一戸建

1 建物が 1 住宅であるもの

なお、店舗併用住宅の場合でも、1 建物が 1 住宅であればここに含まれる。

長屋建

二つ以上の住宅を一棟に建て連ねたもので、各住宅が壁を共通にし、それぞれ別々に外部への出入口をもっているもの

共同住宅

一棟の中に二つ以上の住宅があるもので、廊下・階段などを共用しているものや二つ以上の住宅を重ねて建てたもの

その他

上記以外で、例えば、工場や事務所などの一部に住宅がある場合や、寄宿舍・独身寮、ホテル、病院などの住宅以外の建物の場合

労働力状態

15 歳以上の人について、調査年の 9 月 24 日から 30 日までの 1 週間（以下「調査週間」という。）に「仕事をしたかどうかの別」により、次のとおり区分した。

労働力人口

就業者と完全失業者を合わせたもの

就業者

調査週間中、賃金、給料、諸手当、営業収益、手数料、内職収入など収入（現物収入を含む。）になる仕事を少しでもした人

なお、収入になる仕事を持っているが、調査週間中、少しも仕事をしなかった人のうち、次のい

ずれかに該当する場合は就業者とした。

(1) 勤め先のある人で、休み始めてから 30 日未満の場合、又は 30 日以上休んでいても賃金や給料をもらったか、もらうことになっている場合

(2) 個人経営の事業を営んでいる人で、休業してから 30 日未満の場合

また、家族の人が自家営業(個人経営の農業や工場・店の仕事など)の手伝いをした場合は、無給であっても、収入になる仕事をしたこととして、就業者に含めた。

主に仕事

主に勤め先や自家営業などの仕事をしている場合

家事のほか仕事

主に家事などをしていて、そのほかに少しでも収入を伴う仕事をした場合

通学のかたわら仕事

主に通学していて、そのかたわら少しでも収入を伴う仕事をした場合

休業者

勤め人や事業を営んでいる人が病気や休暇などで仕事を休み始めてから 30 日未満の場合、又は勤め人が 30 日以上休んでいても賃金や給料をもらったか、もらうことになっている場合

完全失業者

調査週間中、収入になる仕事を少しもしなかった人のうち、仕事に就くことが可能であって、かつ、公共職業安定所に申し込むなどして積極的に仕事を探していた人

非労働力人口

調査週間中、収入になる仕事を少しもしなかった人のうち、休業者及び完全失業者以外の人

家事

自分の家で主に炊事や育児などの家事をして

いた場合

通学

主に通学していた場合

その他

上のどの区分にも当てはまらない場合(高齢者など)

なお、上の区分でいう通学には、小学校・中学校・高等学校・高等専門学校・短期大学・大学・大学院のほか、予備校・洋裁学校などの各種学校・専修学校に通っている場合も含まれる。

「労働力率」とは、「15 歳以上人口」に占める「労働力人口」に占める割合のことをいう。(労働力状態不詳を「15 歳以上人口」及び「労働力人口」の双方に含めない。)

従業上の地位

就業者を、調査期間中その人が仕事をしていた事業所における地位によって、次のとおり区分した。

雇用者

会社員・工員・公務員・団体職員・個人商店の従業員・住み込みの家事手伝い・日々雇用されている人・パートタイムやアルバイトなど、会社・団体・個人や官公庁に雇用されている人で、以下にいう「役員」でない人

常雇

期間を定めずに又は 1 年を超える期間を定めて雇われている人

臨時雇

日々又は 1 年以内の期間を定めて雇用されている人

役員

会社の社長・取締役・監査役、団体の理事・監事、公団や事業団の総裁・理事・監事などの役員

雇人のある業主

個人経営の商店主・工場主・農場主などの事業主

や開業医・弁護士などで、雇人がいる人

雇人のない業主

個人経営の商店主・工場主・農場主などの事業主
や開業医・弁護士・著述家・家政婦などで、個人又は家族とだけで事業を営んでいる人

家族従業者

農家や個人商店などで、農仕事や店の仕事などを手伝っている家族

家庭内職者

家庭内で賃仕事（家庭内職）をしている人

産 業

就業者について、調査週間中、その人が実際に仕事をしていた事業所の主な事業の種類(調査週間中「仕事を休んでいた人」については、その人がふだん仕事をしている事業所の事業の種類)によって分類した。

なお、仕事をしていた事業所が二つ以上ある場合は、その人が主に仕事をしていた事業所の事業の種類によった。

国勢調査に用いている産業分類は、日本標準産業分類を基に、これを国勢調査に適合するよう集約して編成したもので、分類の詳しさの程度により、大分類、中分類、小分類があり、平成 17 年国勢調査では、平成 14 年 3 月改訂の日本標準産業分類を基準としており、大分類 19 項目、中分類 80 項目、小分類が 228 項目となっている。

なお、「産業(3 部門)」の区分は、大分類を次のように集約したものである。

第1次産業

- A 農業
- B 林業
- C 漁業

第2次産業

- D 鉱業
- E 建設業

F 製造業

第3次産業

G 電気・ガス・熱供給・水道業

H 情報通信業

I 運輸業

J 卸売・小売業

K 金融・保険業

L 不動産業

M 飲食店、宿泊業

N 医療、福祉

O 教育、学習支援業

P 複合サービス事業

Q サービス業（他に分類されないもの）

R 公務（他に分類されないもの）

人口集中地区

平成 17 年国勢調査の「人口集中地区」は、以下の 3 点を条件として設定した。

- (1) 平成 17 年国勢調査基本単位区を基礎単位地域とする。
- (2) 市区町村の境域内で人口密度の高い基本単位区（原則として人口密度が 1 km² 当たり 4,000 人以上）が隣接していること。
- (3) それらの地域の人口が平成 17 年国勢調査時に 5,000 人以上を有すること。

【 注 意 】

- 1 統計表中の内訳数値は表章単位未満を四捨五入しているため、その合計は総数と必ずしも一致しない。
- 2 統計表中の記号は以下のとおりである。
 - (1) 「O.O」 単位未満
 - (2) 「—」 該当数値のないもの